黒部市環境基本計画（第2次）

平成31年3月

（2019年3月）

黒 部 市

はじめに

黒部市は、鷲羽岳に源を発する清流黒部川が育んだ、標高 3,000m級の山々から水深 1,000mを超える富山湾に至る高低差 4,000mのダイナミックな地形と美しい黒部川扇状地を有し、この山・川・海それぞれの恵み豊かな自然環境のもと、富山県東部の中核都市として着実に発展を続けてまいりました。

本市では、この自然環境の保全や快適な生活環境の創造による持続可能な社会の構築及び地球環境保全の推進に向けて、平成 21（2009）年 3 月に「黒部市環境基本計画」を策定し、計画的に取り組みを進めております。

しかし現在、少子高齢化・人口減少が進展し、ごみの処理や水質汚濁、森林や農地の荒廃や空き家・空き地の管理といった身近な問題をはじめ、地球温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題が深刻さを増しております。

このたび、前計画が満了することから、環境を取り巻く社会情勢の変化や課題に対応するため、2028 年度を目標年次として策定する、新たな「黒部市環境基本計画」を策定いたしました。

今後も、本市の将来都市像である「大自然のシンフォニー　文化・交流のまち」の実現に向けて、市、市民、事業者、滞在者等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら各種施策に取り組んでいくことが重要であり、さらなるご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、環境に関する意識調査等にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見ご指導をいただきました市環境審議会の委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

今後とも、計画推進に対し、より一層のご理解ご協力をお願いいたします。

平成 31 年 3 月

黒部市長　大　野　久　芳

目　次

ページ

第１章　計画の基本的な考え方
１．計画の目的 …… 1
２．計画の位置づけ …… 1
３．計画の範囲 …… 2
４．計画の期間 …… 2
５．推進主体と役割 …… 3

第２章　環境の現況と課題
１．本市の概要 …… 4
２．環境分野ごとの現況と課題 …… 6
３．課題の整理 …… 15

第３章　計画の目標
１．基本理念 …… 16
２．望ましい環境像 …… 16
３．基本目標 …… 17

第４章　施策の展開
１．施策の体系 …… 18
２．環境分野ごとの施策の展開 …… 19

第５章　重点プロジェクト
３つの「重点（協働）プロジェクト」 …… 32

第６章　計画の推進
１．推進体制 …… 33
２．進行管理 …… 34

≪資料編≫
１．黒部市環境審議会委員名簿 35
２．計画策定経過 36
３．諮問・答申 37
４．黒部市環境基本条例 40
５．アンケート調査の概要と結果 46
６．用語解説 52

第１章　計画の基本的な考え方

１．　計画の目的

本計画は、黒部市環境基本条例第９条に基づいて策定するものです。環境の保全及び快適な生活環境の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、市・市民・事業者・滞在者等の取り組みを明らかにすることを目的としています。

総合振興計画では、基本方針の一つとして「自然と共生し、安全で安心して暮らせるまちづくり」を掲げており、本計画は、その環境面での施策を推進する役割を担っています。

２．　計画の位置づけ

本計画は、国及び県の環境関連の基本計画や指針との整合を図りながら、環境面から「第２次黒部市総合振興計画」（2018 年度～2027 年度）におけるまちづくりの基本理念や将来都市像の実現を目指すものです。

同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割を担い、本市における環境の保全及び快適な生活環境の創造に関する基本目標と施策の方向性、重点的な取り組み、計画推進のための役割分担と推進体制を示したものです。

■計画の位置付け

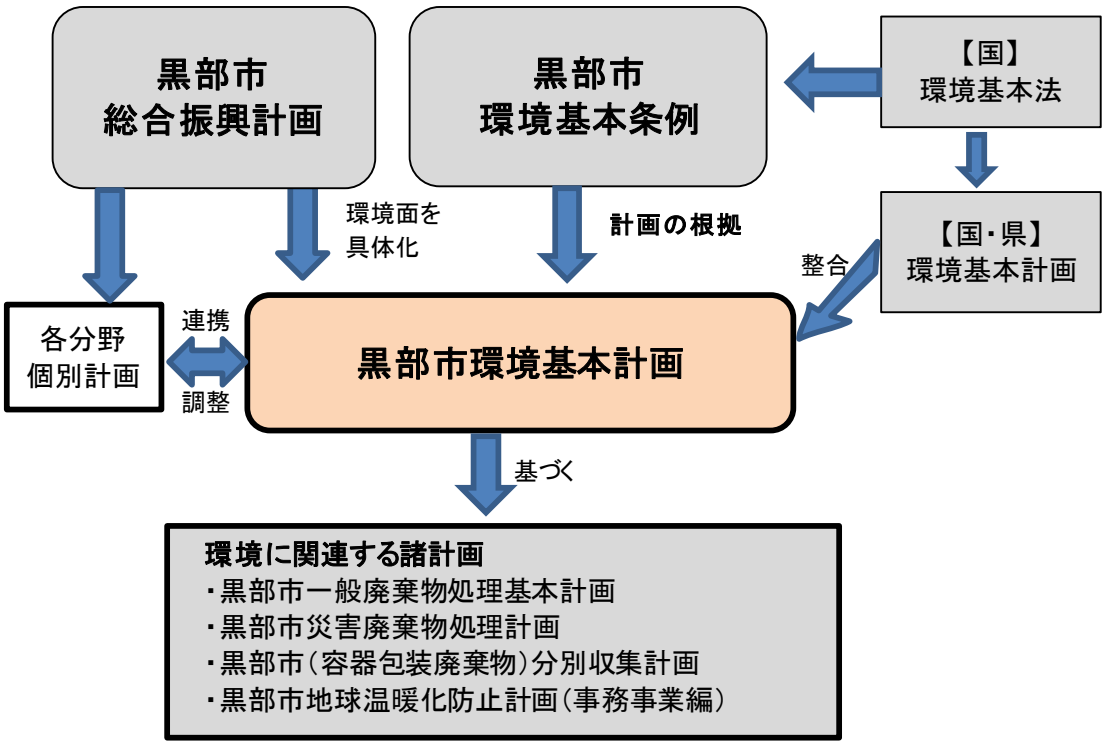

３．　計画の範囲

計画の対象範囲は、黒部市環境基本条例第８条の「施策の基本方針」に基づき、「生活環境」「自然環境」「水資源」「循環型社会」「地球環境」の５分野において、以下に示すものとします。

また、環境を次世代に引き継いでいくための取り組みとして、各分野に共通する事項である「地域環境活動」を横断的な分野として位置づけます。

■計画の対象項目

生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、有害化学物質 上下水道、公園、緑地、景観
自然環境	地形・地質、動植物、森林・里山、農地、河川・海岸
水資源	水循環（地下水、湧水など）
循環型社会	資源、エネルギー、リサイクル等 廃棄物、不法投棄、バイオマス
地球環境	地球温暖化、オゾン層、海洋汚染、酸性雨等
地域環境活動	環境教育・学習、環境情報、環境美化活動

４．　計画の期間

本計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2028 年度の 10 年間とします。ただし、今後の環境の状況や社会情勢等の変化に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画の期間

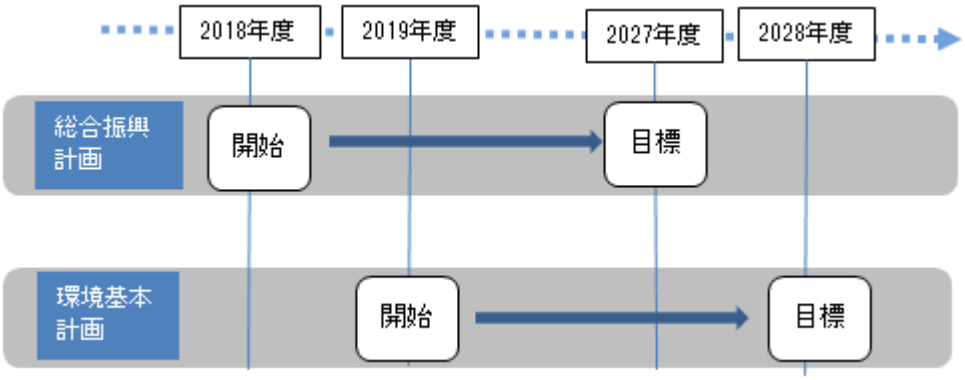

５．　推進主体と役割

本計画を推進する主体は、市民、事業者、滞在者等及び市とします。

各主体は、黒部市環境基本条例に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携することにより、一体となって本計画の目標の達成に向けて「協働」していくことが必要です。

■推進主体と役割

【市　民】

●日常生活における環境への負荷を減らす。
●環境の保全と創造に積極的に取り組む。
●市や事業者が実施する環境の保全と創造のための活動や施策に協力する。
●市民団体などの環境保全活動に参加する。

【事業者】

●事業活動に伴って生ずる環境への負荷を減らす。
●公害の防止や自然環境の保全のために、必要な措置を自らの責任と負担において行う。
●環境の保全と創造に取り組む。
●市民や市の行う環境保全のための活動や施策に積極的に参加する。

協働

【滞在者等】

●環境への負荷を減らす。
●市が行う環境の保全と創造に努める。
●市内で行われている環境イベントや体験会などに参加する。

【市】

●環境の保全及び創造に係る行動の推進に向けて、各種施策を総合的かつ計画的に推進する。
●市民や事業者、滞在者の環境の保全と創造のための取り組みを積極的に支援する。
●自ら率先して環境への負荷の軽減を推進するため必要な体制の整備に努める。

※「滞在者等」とは、観光旅行者、市内に通勤または通学をする者、その他市内に滞在し、または市内を通過する者をいう。

第２章　環境の現況と課題

１．　本市の概要

１－１　位置と地勢

本市は、富山県北東部に位置し、北は日本海に面し、東は北アルプスの山々を仰ぎ、南は立山連峰をはじめとする中部山岳国立公園があります。北から東には入善町、朝日町、長野県の県境が、南から西は魚津市、上市町、立山町に接しており、市域の面積は､427.96k ㎡で、富山県全体の約 10%を占めています。平野部に比べて山岳部が比較的多く、約 3,000ｍの標高差のある黒部川水系と布施川水系から成り立っています。

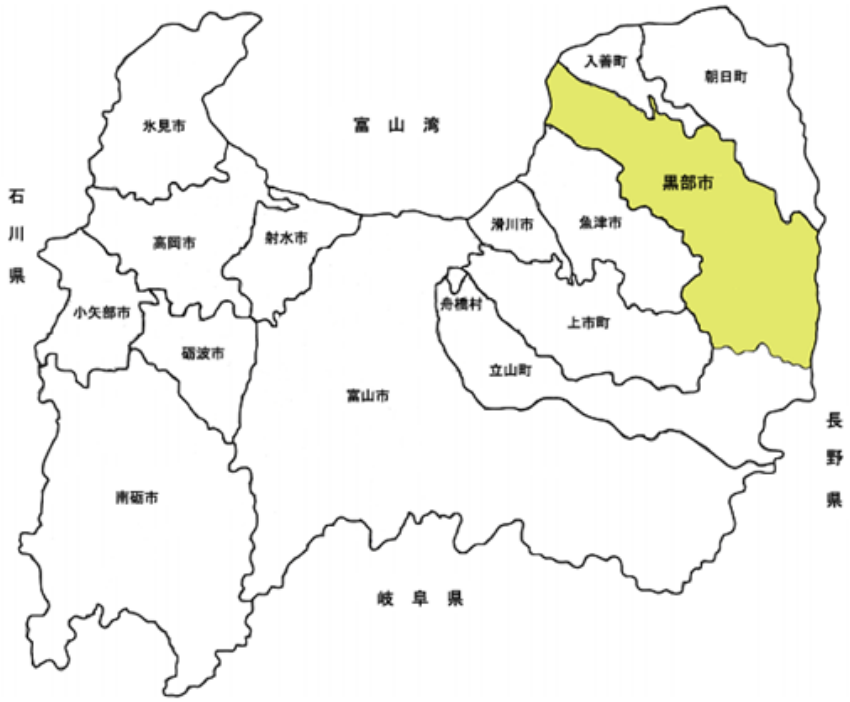

１－２　気象

本市は、温暖な気候と降水量に恵まれ、四季の変化が豊かなところです。夏は高温多湿、冬は北西の季節風により湿気の多い降雪となる特徴を示し、梅雨期と秋季から冬季にかけて降水量が多くなります。年間平均気温は平野部で約 14℃、年間平均降水量は平野部で約 2,500ｍｍ、山岳部で平均 4,000ｍｍ以上と、我が国屈指の多雨多雪地帯となっています。

１－３　人口・世帯数

本市の人口は減少していますが、世帯数は増加しています。このため、１世帯あたりの人員は減少し、核家族化が進行しています。（2018 年の１世帯あたりの平均人員は 2.7 人）

自然増減（出生－死亡）については、死亡数が出生数を上回る自然減少が続いており、人口減少の大きな要因となっています。

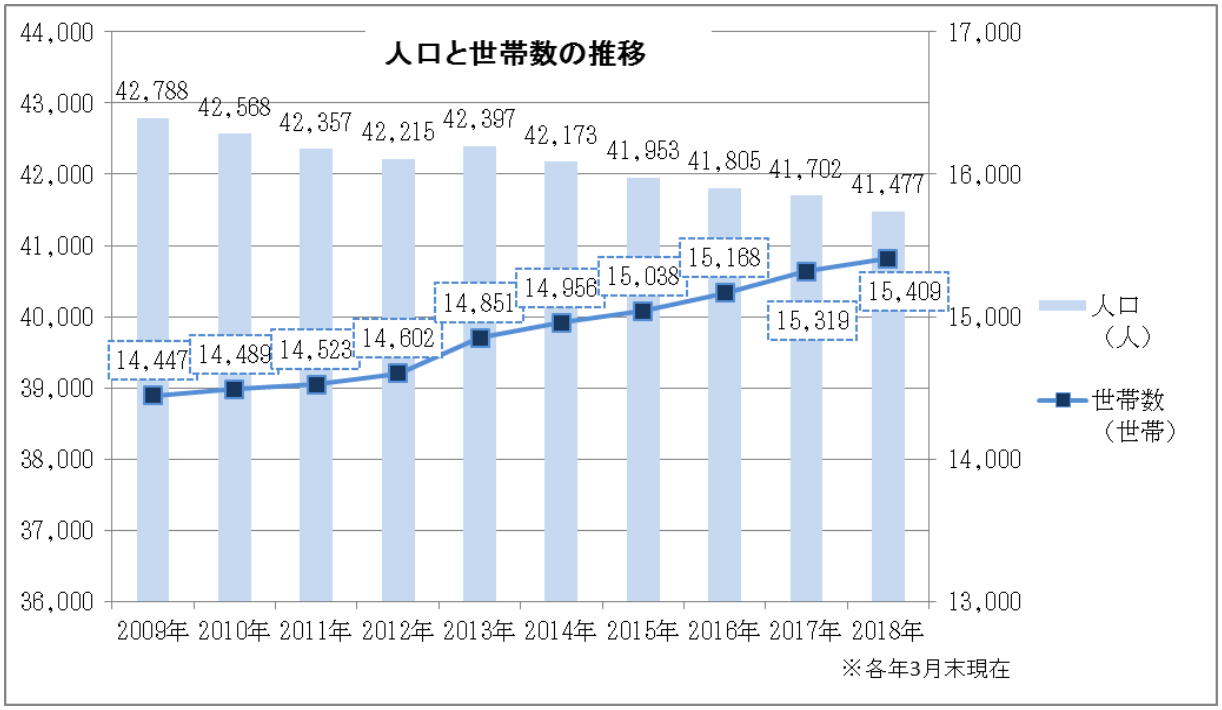

（資料：住民基本台帳人口）

１－４　産業

産業別就業人口は、いずれの産業も減少傾向にあります。サービス業を中心とした第３次産業が、全体の半数を占めていますが、製造業が数多く立地していることから、第２次産業の就業人口割合が全国や富山県と比べて高く、本市の産業別就業人口の大きな特徴といえます。

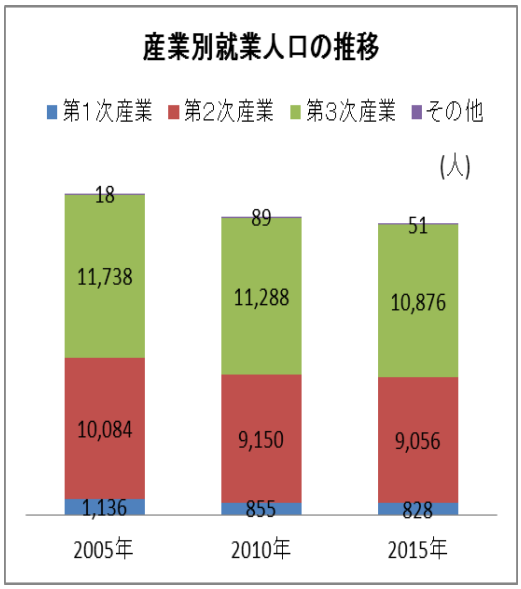

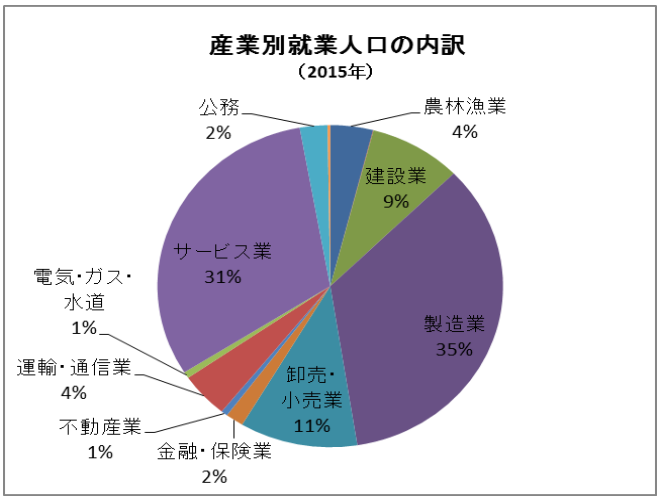

（資料：国勢調査）

２．　環境分野ごとの現況と課題

環境の現況については、各種調査結果（前計画の施策の進捗）、環境アンケート調査の結果を踏まえ、環境分野ごとに取りまとめました。

■環境アンケート調査の概要

調査対象		回収率	調査期間
市民	市内在住の20歳以上の無作為抽出の500人 （地区別の人口割合抽出）	50.4%	2018年9月18日～28日 （11日間）
小学5・6年生	市内の小学5・6年生721人	98.3%	同上

２－１　生活環境

①大気環境

過去の高度経済成長の時期には、製造業等の事業所からの汚染物質が大きな問題となっていましたが、法令の改正や監視の強化、総量規制の導入等により、現在は状況が改善されています。

本市では、大気の状況を把握するため、市内３か所で硫黄酸化物量等を測定しているほか、大気汚染常時観測局を設置し、通信衛星による大気汚染監視テレメータシステムで常時監視しています。

2017年（平成29年）5月には、新川地域において、光化学オキシダント注意報を発令しています。

②水質

本市では、河川の水質の状況を把握するため、毎年12河川17地点で水質調査を実施しています。また、工場排水については法律に基づく各種規制により、生活排水については下水道の整備普及等の対策を実施していますが、一部の河川では、生活排水の流れ込みによる水質汚濁が見られることから、今後、更に汚水処理施設の整備を推進する取り組みが必要です。

③騒音・振動

本市では、法律や条例により工場や事業所を規制するとともに、主要道路を対象とした道路交通騒音や新幹線鉄道の騒音・振動を調査しており、環境基準を達成していますが、引き続き調査を実施していきます。

④悪臭

本市においては、畜産農家等の悪臭問題がありますが、そのほとんどが小規模事業所です。悪臭の効果的な防止技術や装置には、多額の費用を要することもあり、その対策に苦慮しているのが現状です。今後、効果的な悪臭防止技術の研究や開発が待たれています。

⑤土壌

本市では、カドミウムによって汚染された農用地として、約 130ha が県より「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域」に指定されましたが、2015 年（平成 27 年）に汚染田の復元工事が終了しています。大規模工場の跡地等における土壌汚染は、現在のところ発生していません。

⑥有害化学物質

人の健康や生態系に有害な恐れがある化学物質は、PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）によって、事業者が管理の移動の量を毎年届け出ることが義務付けられています。事業者の届出データは、国により公表されています。

⑦住環境

道路、河川、海岸、公園等の空間には、山や海の眺望をはじめ、水、緑など地域の特性を生かした、快適でゆとりある空間や調和のとれた計画的な景観整備が求められています。

アンケート結果からは、周辺環境については概ね快適と感じていることがわかります。市民アンケートでは、「都市景観のよさ」や「公園等の緑の豊かさ」への満足度が少し低い傾向にあります。

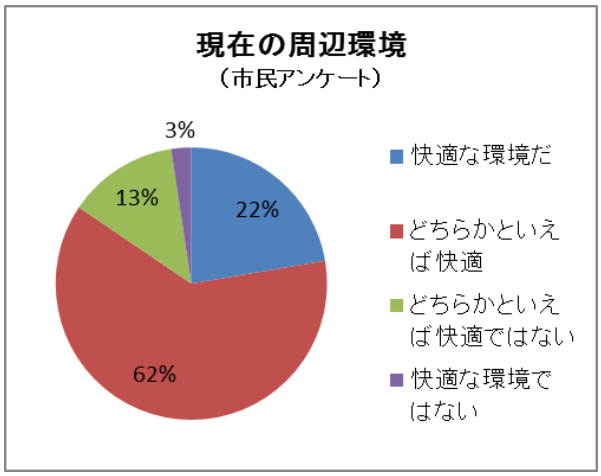

公害苦情処理件数(年度別)

年 度	件 数	内　訳			
		水質汚濁	大気汚染	騒 音	悪 臭
H29	9件	5件	4件	－	－
H28	10件	5件	1件	1件	3件
H27	7件	2件	3件	1件	1件
H26	14件	12件	2件	－	－
H25	9件	8件	1件	－	－

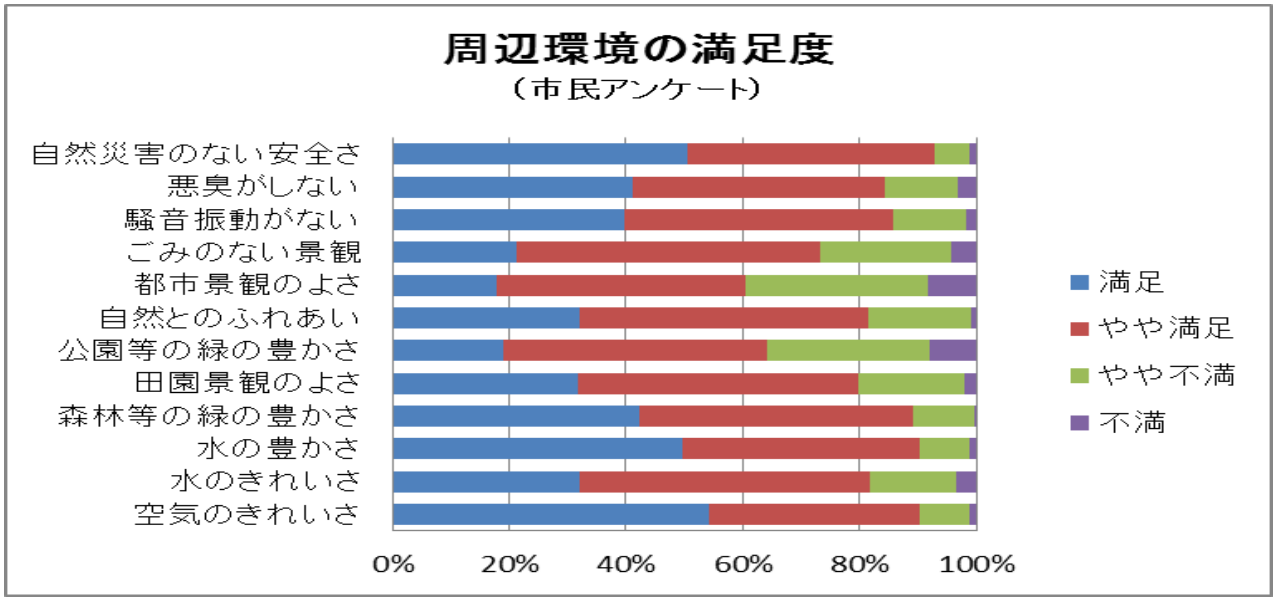

⑧空き家・空き地

本市では、2015 年に「黒部市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例」を制定し、空き家に対する市や所有者等の責務を明確にするとともに、放置すると危険または衛生上有害な空き家を特定空家に認定したうえで、所有者等に対し改善勧告・命令等の必要な措置を行うことが可能になりました。

空き家や空き地の増加に伴い、雑草の繁茂や害虫の繁殖等、近隣住民の衛生環境を悪化させており、それらの適正管理が求められています。

２−２　自然環境

①希少動植物

本市には、富山県のレッドデータブックに選定されている絶滅危惧Ⅰ類のライチョウやタガメなどの希少な野生動植物の生息・生育が確認されています。これらの生き物の生息地となる山・川・海などの保全を図り、貴重な動植物の保護に努めていく必要があります。

②森林・農地・水辺地等

森林は、四季折々の美しい風景をつくり出し、大気を浄化するとともに様々な動植物の生息地や山地災害防止、水源のかん養地として地域を潤すなど、多面的な役割を担っています。

農地や水路を有する農村地域についても、美しい田園風景を形成するとともに水源のかん養地としての役割を担っており、遊休農地や耕作放棄地の抑制や有効活用を促進する必要があります。

河川は、黒部川や布施川と多くの中小河川や水路があり、多様な生き物の生息地となる水辺環境となっています。

海岸には、ハマナス、ハマエンドウ、ハマヒルガオなどの貴重な海浜植物がみられ、その植生を保護するとともに、自然環境と調和した海浜利用を図っていく必要があります。

２−３　水資源

本市には、3,000m級の北アルプスと、そこから流れ出る急流河川が作った広大な扇状地があり、その先には深さ 1,000mを超える富山湾が広がる特有の地形を形成しています。

黒部川扇状地湧水群をはじめ全国に誇れる水辺環境は、豊かな情緒を育む場として活用されているほか、従来から漁業や観光など多様な産業活動の場としても活用されています。

2014 年（平成 26 年）には「水循環基本法」が施行され、水循環を「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること」と定義し、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態である健全な水循環を実現することが重要とし、水は「国民共有の貴重な財産」であるとされています。

また、2014 年 10 月に富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟し、富山湾を生かした取り組みを県全体で促進しています。

1985 年（昭和 60 年）に環境庁（現在の環境省）の名水百選に選定されている「黒部川扇状地湧水群」は、郷土の誇りでもあり、保全すべき環境資源の一つになっています。

２－４　循環型社会

①廃棄物

温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念により、大量消費・大量廃棄型の経済社会活動から循環型社会への転換が進められています。

本市では、「黒部市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの有効利用、ごみの発生抑制、ごみの資源化などに取り組んでいます。本市のごみの排出量および一人あたりのごみ排出量は、ここ２年は減少している状況であり、資源化量は横ばいの状況です。

2016 年（平成 28 年）開催の G７富山環境大臣会合において採択された国際的な枠組み「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、循環型社会の形成に向け、資源効率性の向上や３R（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）、廃棄物の適正処理をさらに進めていく必要があります。特に、近年は、食品ロス（食品廃棄物）が大きな課題になっています。

また、富山県では、2008 年（平成 20 年）４月に全国で初めて県単位でレジ袋無料配布廃止をスタートさせました。マイバッグ持参率は、2013 年度（平成 25 年度）以降 95%を維持する全国一高い水準であり、10 年間でレジ袋の約 15,000 トン分が削減された計算です。

本市では、2011 年（平成 23 年）に「黒部市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2020 年度までの 10 年間の計画に基づき、一般廃棄物の収集・運搬・処理を総合的に捉えながら事業を推進しています。

このほか、本市ではディスポーザ（台所シンクに取り付けて生ごみを粉砕し、水と一緒に下水道に流し込む排水設備）の設置に対し、補助金制度を設け、家庭ごみの減量化を進めています。

小学５・６年生アンケートでは、「黒部市をどんなまちにしたいか」という質問に、設定した８つの回答のうち、「ごみが落ちていないきれいなまち」が最も多い結果となっています。このことからも、廃棄物処理対策は関心度の高い課題であると読み取れます。

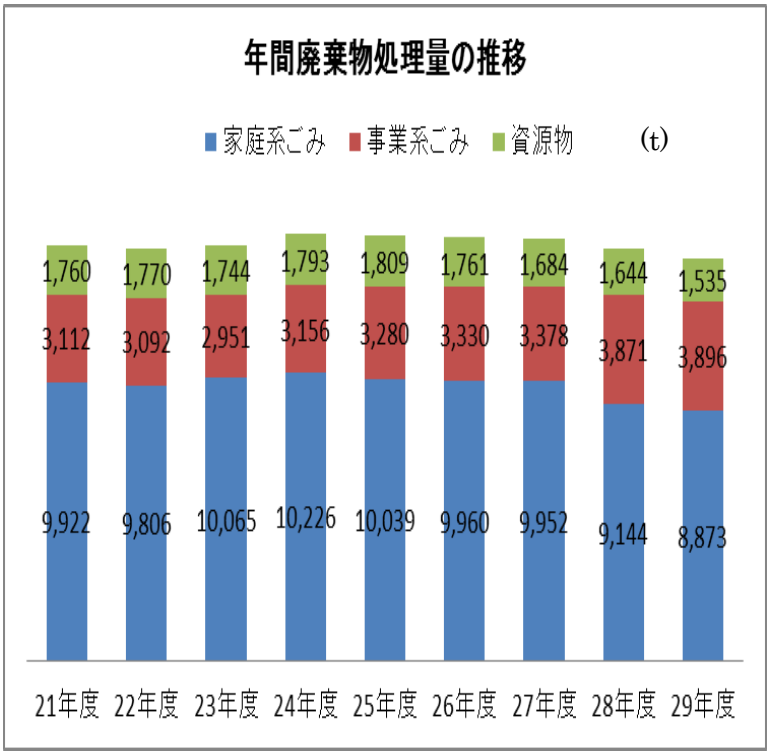

1人1日あたり排出量

	家庭系	事業系	資源物
平成24年	662g	204g	116g
平成25年	649g	212g	117g
平成26年	647g	216g	114g
平成27年	650g	221g	110g
平成28年	598g	253g	107g
平成29年	583g	256g	101g

容器包装収集量（資源物）

区分	回収実績(t)				
	H25	H26	H27	H28	H29
スチール缶	26.1	23.1	16.9	15.4	13.2
アルミ缶	50.5	55.6	55.6	56.0	50.1
無色ガラス	58.7	54.9	57.4	54.8	51.4
茶色ガラス	101.3	94.1	91.7	80.5	69.6
その他ガラス	19	26.6	26.5	26.6	24.7
紙パック	1.8	1.6	1.4	1.6	1.8
段ボール	244	246.6	237.4	240.9	230.8
その他紙	43.0	43.7	41.7	41.2	40.1
ペットボトル	50.4	52.6	50.3	48.0	44.4
白色トレイ	3.4	4.4	5.9	0.6	0.7
その他プラ	65.6	66.2	65.8	65.0	66.5
容器包装全体	663.8	669.4	650.6	630.6	593.3

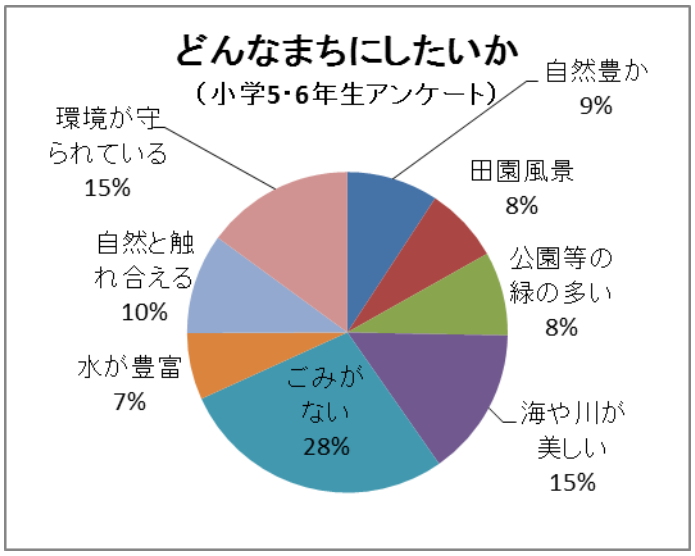

我が国の食品ロスの現状

●「食品ロス」　＝　本来食べられるのに捨てられる食品

●我が国の食品廃棄物等は、年間2,842万トン、うち**食品ロスは646万トン**

・国連世界食糧計画（WFP）による食糧援助量（約320万トン）の2倍

食品資源の利用主体		食品ロス量（可食部分と考えられる量）	646万トン
	食品関連事業者	規格外品、返品、売れ残り、食べ残し	（357万トン）
	一般家庭	食べ残し、過剰除去、直接廃棄	（289万トン）

（資料：農林水産省・環境省「平成27年度推計」）

②省エネルギー

地球上の限りある資源を大切にするとともに、環境への負担の少ないライフスタイルの定着に努めており、省エネルギー設備の導入として防犯灯の LED 化を実施しています。

また、市の事務事業による電気使用量の削減やグリーン購入に努めています。

③再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスなどのように将来枯渇する化石燃料に対比されるもので、太陽、風、水、波、地熱、バイオマスのように自然界に存在し、再生が可能なエネルギーの導入を進めています。本市では、豊富な水資源を利用した小水力発電に取り組むとともに、太陽光発電を学校等の公共施設に設置し、環境にやさしいエネルギーを積極的に導入しています。また、下水道汚泥などのリサイクルシステムを構築し、汚泥の減量化とバイオマスエネルギーの有効活用や、畜産農家と耕作農家との連携による循環型農業を展開し、再生可能エネルギーの利活用を行っています。

２－５　地球環境

①地球温暖化

地球温暖化問題は、将来に見込まれる影響の深刻さから考えて、最も重要な環境問題の一つとなっています。

気候変動については、気温の上昇により、生態系の変化や農作物の収量の減少、異常気象による様々な被害の増加等が懸念されています。2015年(平成27年)の第21回締約国会議(COP21)で、すべての国を対象とした「パリ協定」を踏まえ、国では温室効果ガス削減目標を2030年度に2013年(平成25年)度比で26%減としています。

対策として、地球にやさしいライフスタイルに関する啓発活動のほか、マイカー抑制や公共交通の利用促進などの温室効果ガスの排出を抑制するための省エネルギー、省資源に向けた取り組み、さらには前述の環境型社会への転換が必要です。

②オゾン層破壊、海洋汚染対策、酸性雨対策

地球を取り巻いている成層圏には、有害紫外線を吸収し、地上の生態系を保護する働きがあります。現在、フロン類の生産及び使用は、フロン排出規制法により段階的に全廃されつつありますが、冷蔵庫や自動車のエアコン等のフロン類を適正に処分する取り組みを継続していく必要があります。

海洋汚染対策については、生態系への影響が懸念される海洋中のマイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策が重要視されており、海洋ごみの削減に向けて情報収集に努めるとともに、地域の実情に合わせた海洋ごみの回収や処理に加え、河川などから流入するごみの発生抑制のさらなる推進が必要です。

酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が雨に溶け込むことによって生じるものであり、国境を越えて影響を及ぼすため、国際的な環境問題となっています。酸性雨は河川や土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させるなど建造物や文化財に被害を与えます。酸性雨の原因物質の排出抑制対策とともに、国・県等との連携による調査・情報取集を進めていく必要があります。

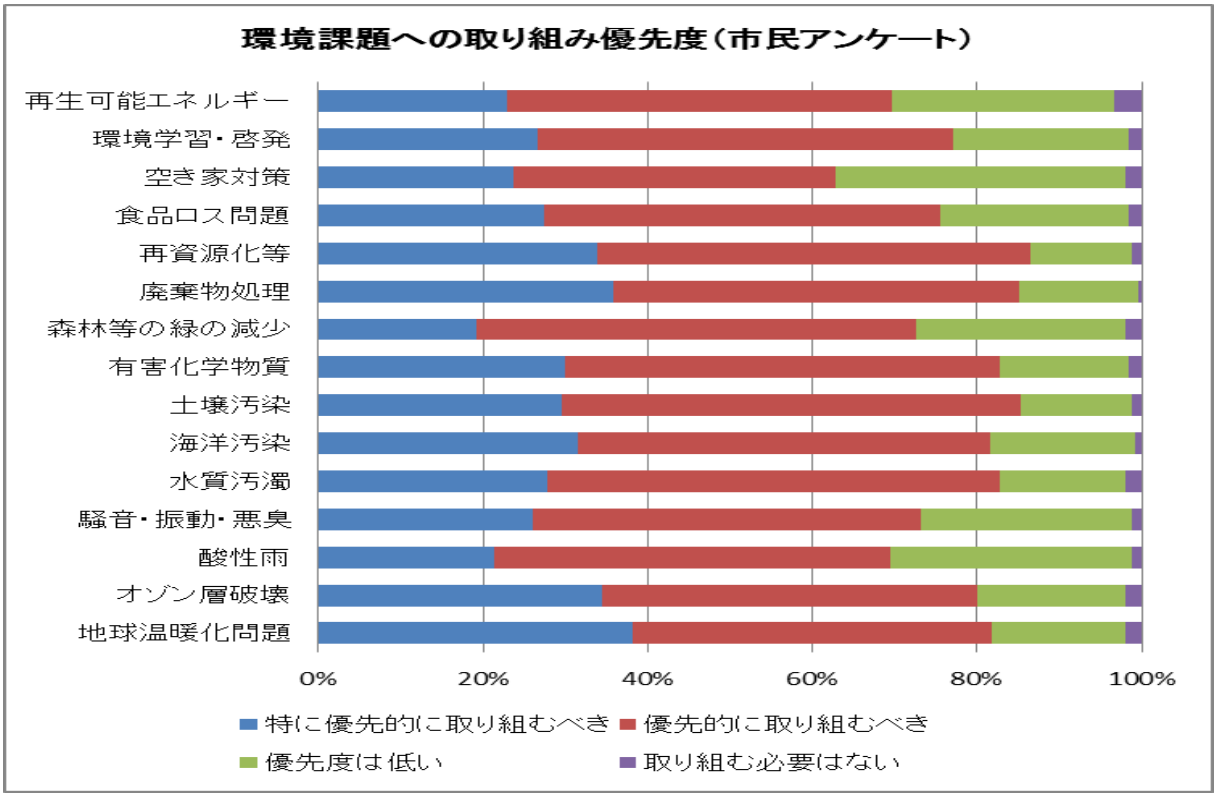

【結果】特に優先的に取り組むべき環境課題

1 位：地球温暖化問題、2 位：廃棄物処理　3 位：再資源化等・オゾン層破壊　5 位：海洋汚染

２－６　地域環境活動

①環境学習

本市では、子供たちの自主的な環境学習を推進するため、「くろべ水の少年団」の活動に支援を行っています。水の少年団は、郷土の誇り「清流黒部川」に親しみ、ふれあいの中で、水の不思議さ、大切さを学び、水資源の保全を理解するとともに、水と人・動植物の関わりを知り、「水に親しみ」「水を愛す」心豊かな人間形成を目的に、1992 年（平成４年）に発足されました。活動は市内小学４年生から６年生を対象に、黒部川の水生生物調査や清掃奉仕活動、自然観察、湧水群調査等を積極的に行っています。

また、1986 年（昭和 61 年）には、「楽しみながら自然と科学に対する関心と理解を深める場」、「自然の神秘に感動し創造の喜びを知る場」を広く提供することを目的として「黒部市吉田科学館」を開館しています。湧水のしくみを知る断面模型などの常設展示のほか、自然や科学に関する体験教室なども行われています。

県と連携し、毎年、市内保育所２～３園で「はじめてのエコライフ教室」事業、市内小学校２～３校で 10 歳を迎える小学４年生を対象に「チャレンジ 10」事業を行っています。

さらに地域では、黒部市環境衛生協議会の地区活動として、環境施設の視察研修や出前講座を行っています。

今後、環境問題等に対する関心の高まりにより、学校や地域単位での環境学習が積極的に行われることが期待されます。

②環境情報

環境に関する講演会や講座の提供として、2018 年 7 月には、本市で全国名水サミットを開催しました。これは 1989 年（平成元年）の開催から 2 回目で、本市における水環境保全や活用の取り組みを全国に発信しました。

③環境美化活動

地域活動では、定期的な海岸清掃や地区のボランティア清掃活動などの環境美化活動を積極的に行っています。市ではこれらの活動に対し、ボランティア用回収袋の提供やごみ回収、あるいは地域資源回収活動や地域で管理するごみステーションの設置に対する補助制度による支援を行っています。

④地域特性を生かした活動

本市の山、川、海、そして気候に育まれた風土により、生活に根ざした祭りや生活慣習が各地区に伝えられ、歴史や文化として継承されています。これらは、私たちに潤いや安らぎといった精神的な恵みを与えてくれることから、価値を再認識し、守り育てて継承していくことが求められています。

富山県東部と富山湾を含む「立山黒部」は、2014 年に「立山黒部ジオパーク」として日本ジオパークに認定され、地域が一体となり自然や文化などの地域特性を生かす活動を推進する基盤が形成されつつあります。

本市では環境保護、とりわけ水に関わる市民活動、イベントが積極的に行われています。

市民団体としては、市内の湧水及び河川水の重要性を認識するとともに、親水思想・自然愛護・観光面の普及に努め、市勢発展に寄与するため、1987 年（昭和 62 年）に設立された「黒部名水会」が、水に関する提言やパンフレット配布、講演会の開催などを行っています。

イベントでは、「黒部川・水のコンサート＆フェスティバル」が毎年、黒部川公園で行われています。このイベントは、黒部川の水とふれあうことにより、将来を担う子供たちに地域に対する愛着と誇りを持ってもらうことを目的に開催されており、市民の中から自発的に企画・運営されているイベントです。

この他にも、水関係機関や企業の協力のもと、黒部浄化センターきららの滝一帯を会場として、アクアパークフェスティバルが開催されています。

２−７　持続可能な社会の形成への取り組み

持続可能な社会の形成は、私たち人類の活動による環境への影響が地球規模の問題となっており、第一に優先すべき課題です。

2015 年（平成 27 年）に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）として 17 の目標が掲げられました。日本が掲げるＳＤＧｓ実施指針では、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことがビジョンとして掲げられています。

物質的にも精神的にも豊かさを感じられる社会を将来に確実に引き継いでいくことが、現在を生きる私たちの最大の課題です。

本市では、17 の持続可能な開発のための目標（ＳＤＧｓ）のうち、環境に関係する 12 の目標（ゴール）に向けた取り組みを行っていきます。

■環境に関係する 12 の目標

（資料：国際連合広報センター）

■分野別　ＳＤＧs との関係

環境分野		関連する目標
①生活環境	公害 有害化学物質 住環境	2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任
②自然環境	生物多様性・共生 森林･農地･水辺地等	2 飢餓をゼロに 6 安全な水とトイレを世界中に 12 つくる責任つかう責任 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
③水資源	水循環	6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
④循環型社会	廃棄物	3 すべての人に健康と福祉を 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
⑤地球環境	地球温暖化対策等 地球規模の環境問題	
⑥地域環境活動	環境教育・学習 環境情報 環境美化活動	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう

３．　課題の整理

現在、本市を含め日本は少子高齢化・人口減少を迎えており、社会経済活動に伴い生じる、ごみの処理や水質汚濁、森林や農地の荒廃や空き家・空き地の管理といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動など地球規模の問題まで、環境に関する多くの課題が生じています。

こうした問題に加え、COP21 におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全への対応など、環境問題の解決に向けた国際的な取り組みや東日本大震災以降の社会環境の変化を踏まえ、国では第5次環境基本計画を策定して環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めており、幅広い関係者とのパートナーシップ（協働）の充実・強化による持続可能な社会の形成が求められています。

環境分野ごとの主な課題を整理した一覧は、次のとおりです。

■課題整理一覧

環境分野		主な課題
①生活環境	公害 有害化学物質 住環境	①公害防止（大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌） ②有害化学物質 ③都市景観の整備 ④空き家・空き地対策
②自然環境	生物多様性・共生 森林･農地･水辺地等	①希少動植物の保護 ②森林・農地・水辺地等の保全
③水資源	水循環	①地下水・湧水の保全
④循環型社会	廃棄物	①廃棄物の減量化・資源化の推進 ・３R（発生抑制、再使用、資源の再生利用） ・マイバッグ運動や食品ロス対策などの身近な活動 ②省エネルギーの推進 ③再生可能エネルギーの利活用
⑤地球環境	地球温暖化対策等 地球規模の環境問題	①地球温暖化対策の推進（エコライフの普及） ②オゾン層保護、海洋汚染対策、酸性雨対策等
⑥地域環境活動	環境教育・学習 環境情報 環境美化活動	①環境学習機会の提供 ②環境情報の共有 ③環境美化活動への支援 ④推進体制の強化、人材育成 ⑤地域特性を生かした活動への支援

第３章　計画の目標

１．　基本理念

本計画の基本理念とは、市・市民・事業者・滞在者等が環境の保全及び創造を推進するにあたって、行動や判断の際に共通認識とすべき事項を定めるものです。

本計画では、黒部市環境基本条例の基本理念にのっとり、次の４つの基本理念とします。

（１）健全で豊かな環境の恵沢の享受と将来への継承

市民が健全で豊かな環境を享受するとともに、私たちの将来の世代にもこの良好な環境が引き継がれるように、積極的に環境の保全及び創造に取り組みます。

（２）人と自然との共生

自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、自然環境の保全を図りながら、人と自然との豊かなふれあいの場や機会を確保します。

（３）環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築

事業活動や日常生活による環境への負荷を少なくし、持続的な発展が可能な社会を構築します。

（４）地球環境保全の推進

地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境の課題を、自らの課題としてすべての者が認識するとともに、その解決に積極的に取り組みます。

２．　望ましい環境像

望ましい環境像とは、環境課題を踏まえたうえで、本市がこれからどのような環境を目指していくのかを示す長期的目標です。基本理念のもと、市・市民・事業者・滞在者等の各主体が自らの役割を果たし、将来の望ましい環境像を目指します。

大自然のシンフォニー　文化・交流のまち　黒部

～水と緑をいつくしみ、うるおいのあるまちをつくる～

本市の総合振興計画において、黒部市の将来都市像を**「大自然のシンフォニー　文化・交流のまち　黒部」**とし、これを目指して、住む人、訪れる人にやさしいまちを実現するために、黒部の名水と緑を生かした国際交流の盛んなまちづくりに取り組み、環境保全活動を推進しています。

また、本市の市民憲章の中で**「水と緑をいつくしみ、うるおいのあるまちをつくる」**ことを掲げており、私たち黒部市民は、黒部の名水に象徴されるように、先人たちのたゆまぬ努力によって守り育まれた、この豊かで恵まれた自然環境を将来の世代に引き継ぐ責務があります。

３．　基本目標

望ましい環境像を実現するための柱として、環境分野ごとに６つの基本目標を定めます。

（生活環境）生活環境の向上

基本目標１　**健康で安全な生活環境のまちづくり**

大気汚染や水質汚濁などの環境汚染の少ない安全・安心なまちは、私たちの快適な暮らしの前提となるものです。生活環境を良好に保ち、健康的に過ごすことができる環境のまちづくりを目指します。

（自然環境）人と自然環境の共生

基本目標２　**豊かな自然と人が共生するまちづくり**

山・川・海の豊かな自然環境を保全し、生物多様性を維持します。また、これらの自然環境と人とのふれあいを促進することにより、人と自然が共生するまちの実現を図ります。

（水資源）水資源の保全

基本目標３　**名水の里にふさわしいまちづくり**

本市の地域特性である健全で豊かな水資源に感謝し、清らかな水循環を守ることにより、安らぎと潤いのある名水の里を目指します。

（循環型社会）循環型社会の構築

基本目標４　**循環型社会を目指すまちづくり**

廃棄物の発生抑制や資源循環、ごみの適正処理などを推進し、持続可能な循環型社会を目指します。特に、食品ロス対策やマイバッグ運動など、誰もがすぐに取り組める活動から普及・促進していきます。

（地球環境）地球環境の保全

基本目標５　**地球環境にやさしいまちづくり**

深刻化する地球温暖化を防ぐため、温室効果ガスの削減に向けたエコライフスタイルの普及を推進し、環境負荷を低減して、地球環境にやさしいまちを次世代に引き継ぎます。

（地域環境活動）協働による環境保全・創造

基本目標６　**環境への取り組みによるまちづくり**

環境問題を解決するため、家庭や学校、職場や社会活動などのあらゆる場面において、市・市民・事業者・滞在者等が積極的に取り組み、人と人が連携して持続可能な社会を実現します。

第４章　施策の展開

１．　施策の体系

本計画では、６つの分野ごとに、施策を体系化します。

■体系図

1 生活環境の向上	1 公害防止対策の推進	1 公害等に関する監視や指導の強化 2 公害の防止・改善対策の充実 3 有害化学物質等の対策	P.19
	2 健康で快適な生活環境づくり	1 快適な住環境の整備 2 健康な生活環境づくり 3 空き家・空き地対策の推進	P.20
2 人と自然環境の共生	1 生物多様性の確保	1 希少動植物の保護 2 自然公園等の適正管理	P.21
	2 自然環境の保全	1 森林の保全 2 農地の保全 3 河川・海岸の保全	P.22
3 水資源の保全	1 健全な水資源の保全	1 地下水の保全 2 節水及びかん養対策 3 扇状地湧水群の保全	P.23
4 循環型社会の構築	1 廃棄物対策の推進	1 廃棄物の適正処理 2 廃棄物の減量化 3 循環的利用等（3R）の推進	P.24
	2 省エネルギー及び再生可能エネルギー導入の促進	1 省エネルギーの促進 2 再生可能エネルギー導入の促進	P.26
5 地球環境の保全	1 地球温暖化対策等の推進	1 地球温暖化対策実行計画の推進 2 オゾン層保護、海洋汚染対策、酸性雨対策	P.27
6 協働による環境保全・創造	1 環境教育・環境学習の推進	1 環境教育、環境学習機会の提供 2 環境情報の提供	P.28
	2 環境活動の推進	1 環境美化活動の推進 2 環境保全活動の推進	P.29
	3 協働・連携の推進体制の構築	1 人材の育成と活用 2 各種団体との連携・協力の促進	P.30
	4 地域特性を生かした環境の活用	1 歴史的文化的環境の活用 2 ジオパーク活動の推進	P.31

２．　環境分野ごとの施策の展開

環境像を実現するために設定した基本目標ごとに、施策の基本的方向を示し、さらに市・市民・事業者・滞在者等の主体別の取り組みについて示します。また、一部の項目については数値目標を定め、その達成と維持に努めます。（※数値目標は、総合振興計画での設定を引用し、計画目標は各担当部署に確認した数値）

基本目標１　健康で安全な生活環境のまちづくり

施策１　公害防止対策の推進

①公害等に関する監視や指導の強化

②公害の防止・改善対策の充実

③有害化学物質等の対策

各主体が、事業活動や日常生活から発生する環境負荷を削減し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭や有害化学物質などによる公害のない、健康で安全に暮らせるまちをつくります。

■市が推進する取り組み

①公害等に関する監視や指導の強化

・県や国などと協力し、大気汚染の監視や騒音測定などの監視体制の充実を図ります。

・事業所に対する適切な規制、指導を行います。

②公害の防止・改善対策の充実

・焼却炉の使用や野外焼却の監視・指導を行います。

・公害に関する苦情については、原因調査など速やかな対応を行います。

③有害化学物質等の対策

・ＰＲＴＲ法による有害化学物質の管理体制を普及・促進させます。

■数値目標

指標項目	現状値（2017 年度）	中間目標（2022 年度）	計画目標（2028 年度）
公害苦情処理件数（件/年）	９	８	７
市内二級河川・準用河川等のＢＯＤ値（mg/l）	１．０	０．９	０．８

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**公害等に関する監視や指導の強化** ・環境に関心を持ち、異常を発見した場合は市へ連絡します。	●	●	●
②	**公害の防止・改善対策の充実** ・家庭等でのごみの焼却（野焼き）をしません。 ・公害防止のための監視・観測を行います。 ・開発行為を行う際は、計画策定の段階で自然環境の保全、環境への負担軽減などを配慮します。	●	● ● ●	●
③	**有害化学物質等の対策** 工場や事業所で使用する化学物質などを適正に管理します。		●	

施策２　健康で快適な生活環境づくり

①快適な住環境の整備

②健康な生活環境づくり

③空き家・空き地対策の推進

地域特性に調和した都市景観を整備し、衛生的で快適な生活環境の創出を図ります。

■市が推進する取り組み

①快適な住環境の整備

・地域に調和した都市景観を計画的に創出します。

・学校や道路等の公共空間の緑地の適正管理を行います。

・安全・安心な水の安定供給と公共下水道の効率的な整備を推進します。

②健康な生活環境づくり

・食の安心・安全の啓発を行います。

・地場産品の積極的な利用を推進します。

③空き家・空き地対策の推進

・管理不全な空き家が発生しないよう、対策を検討します。

・空き家や空き地の所有者等に対する、除草などの衛生面の適正管理指導に努めます。

■数値目標

指標項目	現状値 （2017 年度）	中間目標 （2022 年度）	計画目標 （2028 年度）
花と緑の銀行黒部支店のグリーンキーパー数（人）	１０７	１２４	１３４
食料自給率 （%）	８３	８４	８５
汚水処理人口普及率 （%）	９４．１	９６．５	９８．５

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**快適な住環境の整備**			
	・生け垣や庭木の植樹に努めます。	●	●	
	・所有地の雑草や樹木の植栽管理を適切に実施します。	●	●	
	・下水道の整備区域では、下水道の接続に努めます。	●	●	
②	**健康な生活環境づくり**			
	・食の安心・安全に対する理解を深めます。	●	●	●
	・地場産品の積極的な使用・購入に努めます。	●	●	●
③	**空き家・空き地対策の推進**			
	・空き家の適正管理に努めます。	●	●	
	・除草や害虫処理など空き家や空き地の適正管理に努めます。	●	●	

基本目標２　豊かな自然と人が共生するまちづくり

施策１　生物多様性の確保

①希少動植物の保護

②自然公園等の適正管理

多様な生き物の生息地となる自然環境を保全し、地域の生態系の保護を図ります。

■市が推進する取り組み

①希少動植物の保護

・生態系を保全し、希少野生動植物及び絶滅危惧種は、個体数の減少を防ぎます。
・外来生物の適正な管理により、生態系の保全に努めます。

②自然公園等の適正管理

・自然公園の豊かな環境を保全するとともに、環境保護活動を支援します。
・自然観察会などを開催して、その保全意識を高めます。

■「市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**希少動植物の保護**			
	・違法な動植物の捕獲・譲渡、飼育はしません。	●	●	●
	・自生植物は持ち帰らないなど、希少動植物の保護に努めます。	●	●	●
	・ホタルなどの地域固有の生き物の保護活動に参加します。	●	●	●
②	**自然公園等の適正管理**			
	・郷土の誇りである黒部峡谷、僧ヶ岳の自然の保全に協力します。	●	●	●
	・生物多様性を守る活動に参加し、協力します。	●	●	●

施策２　自然環境の保全

①森林の保全

②農地の保全

③河川・海岸の保全

引き継がれてきた森林や農地、河川・海岸の自然環境を保全し、人と自然が共生するまちをつくります。

■市が推進する取り組み

①森林の保全

・山林や保安林の保全に努め、保全活動等を支援します。

・野生生物を適正に保護管理し、地域住民等と連携しながら棲み分けを図ります。

②農地の保全

・耕作放棄地の解消を目指します。

・減農薬や減化学肥料等、環境にやさしい農業を推進します。

③河川・海岸の保全

・市内の河川の水質調査を定期的に調査し、管理・保全に努めます。

・水辺地の生物の生息環境を維持・保全します。

■数値目標

指標項目	現状値（2017 年度）	中間目標（2022 年度）	計画目標（2028 年度）
保安林面積（ha）	５，８７７	５，８８２	５，８８８
里山再生整備事業整備面積（ha）	６５	６８	７１
担い手の農地利用集積率(※)（%）	６４	７５	９０

※担い手（認定農業者・認定新規就農者・集落営農）の経営面積/耕地面積

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**森林の保全**			
	・森林の保全活動に積極的に参加します。	●	●	●
	・計画的に間伐・除伐を行うなど、維持管理に努めます。	●	●	
②	**農地の保全**			
	・耕作放棄地の解消など、農地の有効活用に努めます。	●	●	
	・減農薬や減化学肥料等、環境にやさしい農業を実践します。	●	●	
③	**河川・海岸の保全**			
	・工場排水の水質調査を行い、適正に管理します。		●	
	・水辺の生きもの観察会に参加します。	●	●	●

基本目標３　名水の里にふさわしいまちづくり

施策１　健全な水資源の保全

①地下水の保全

②節水及びかん養対策

③扇状地湧水群の保全

豊富で良質な水循環を確保するために、地下水の節水やかん養を促進し、自然の水循環に配慮した名水の里を目指します。

■市が推進する取り組み

①地下水の保全

・水資源の保全団体の活動支援を行います。

・富山県地下水指針に沿い、健全な水循環系の構築に向けた保全への取り組みを進めます。

・地下水を利用する企業などで組織する「黒部市水資源対策協議会」を運営し、水の安定供給を目的とした水資源に係る事業を組織的に促進していきます。

・隣接する自治体と連携し、広域的な地下水の適正かつ合理的な利用を図ります。

②節水及びかん養対策

・節水や雨水の有効活用等を促進し、地下水の適正利用に努めます。

・森林や農地の保全によるかん養機能の維持を図ります。

③扇状地湧水群の保全

・黒部川扇状地における湧水や井戸水の水質の保全に努めます。

・湧水や地下水の水量や水位などの調査を行い、地下水の実態把握に努めます。

・全国名水百選の維持に努めます。

■数値目標

指標項目	現状値（2017 年度）	中間目標（2022 年度）	計画目標（2028 年度）
水道普及率（%）	７２．４	７３．５	７６．０

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**地下水の保全** ・水資源の保全活動に参加します。	●	●	
②	**節水及びかん養対策** ・節水や雨水の有効活用に努めます。	●	●	●
③	**扇状地湧水群の保全** ・湧水や井戸水の調査に協力します。 ・住民参加による掃除などの清水施設の維持管理に努めます。	● ●	● ●	

基本目標４　循環型社会を目指すまちづくり

施策１　廃棄物対策の推進

①廃棄物の適正処理

②廃棄物の減量化

③循環的利用等（３Ｒ）の推進

廃棄物の適正処理による減量や再資源化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

※「３Ｒ（スリーアール）」とは、
リデュース（reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（reuse 再使用）、リサイクル（recycle 再資源化）の３つの取り組みの頭文字をとったもので、限りある地球の資源の使用を減らすために、資源を友好的に繰り返し使う社会（循環型社会）を実現するための、重要なキーワードです。

■市が推進する取り組み

①廃棄物の適正処理

・分別の徹底を図るため、わかりやすいパンフレットの作成に努めます。

・市で収集しないごみや、医療系廃棄物などの適正処理困難物に対する適正処理の指導を行います。

・不法投棄防止に向けた広報活動や環境マナーの向上を図ります。

・地域や県、警察などの関係機関と連携し、不法投棄の防止に取り組みます。

②廃棄物の減量化

・食品ロス（食品廃棄物）の減量化を図ります。

・家庭系ごみの減量化や資源化に関する普及啓発をします。

③循環的利用等の推進

・リサイクル可能な資源物の回収方法の周知を図ります。

・各種リサイクル法の周知、広報活動を行います。

・市民団体による資源物の回収を支援します。

・生ごみの処理にはコンポストやディスポーザの利用を推進し、循環型社会を目指します。

■数値目標

指標項目	現状値 （2017 年度）	中間目標 （2022 年度）	計画目標 （2028 年度）
1 世帯あたり資源物収集量 （kg/年）	１００	１１０	１１５

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**廃棄物の適正処理**			
	・ごみの分別を徹底し、ごみ出しのルールを守ります。	●	●	●
	・ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。	●	●	●
	・所有地の草刈りなどにより、不法投棄をさせないようにします。	●	●	
②	**廃棄物の減量化**			
	・食品ロス対策として、「食べきり」「使い切り」に努めます。	●	●	●
	・消費者に期限の迫った商品を優先的に購入するよう促します。		●	
	・買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断ります。	●	●	●
	・マイグッズ利用で、ペットボトルや割り箸などのごみを減量します。	●	●	●
	・容器包装の簡素化に努めます。		●	
	・廃棄時に処理困難となるものを製造・販売・使用しません。		●	
③	**循環的利用の推進**			
	・ビール瓶や一升瓶などのリターナブル瓶は、販売店に返却します。	●	●	●
	・詰め替え等により再利用ができる商品を購入します。	●	●	●
	・衣類のリユースや小型家電などのリサイクルに協力します。	●	●	●
	・資源回収やフリーマーケット、リサイクルショップを活用します。	●	●	●
	・生ごみ処理にはディスポーザを利用し、再資源化に協力します。	●	●	●
	・資源物の店頭回収など「とやまエコ・ストア制度」に協力します。	●	●	●

（広報くろべ 2017.12　『一人ひとりの「食品ロス」削減宣言』）

（富山県：食品ロス削減運動の推進チラシ）

施策２　省エネルギー及び再生可能エネルギー導入の促進
①省エネルギーの促進
②再生可能エネルギー導入の促進

環境負荷の少ないライフスタイルの定着に努め、省資源・省エネルギーに配慮した循環型社会をつくります。

■市が推進する取り組み

①省エネルギーの促進

・電力消費の少ない機器の導入、普及を促進します。

・（環境負荷に配慮した）グリーン購入に取り組むとともに、普及啓発を行います。

・省エネ・省資源型ライフスタイルの普及、啓発を図ります。

・防犯灯や街路灯等の LED 化を推進します。

②再生可能エネルギー導入の推進

・下水道汚泥のバイオマスエネルギーの利活用を推進します。

・小水力発電や太陽光発電などの環境にやさしいエネルギーを積極的に導入します。

・太陽光および地熱や風力など自然エネルギーの導入についての利活用の検討をします。

■数値目標

指標項目	現状値（2017 年度）	中間目標（2022 年度）	計画目標（2028 年度）
バイオマスエネルギーに変換するための汚泥量（ｔ/日）	６０	６３	６６
水力発電施設の整備箇所数（箇所）※累計	４	６	８

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**省エネルギーの促進**			
	・使っていない電気はこまめに消します。	●	●	●
	・省エネルギー性能の高い製品を購入します。	●	●	●
	・クールビズ、ウォームビズ等に取り組み、冷暖房機の設定温度は適切に使用します。	●	●	●
	・消費者自身及び企業（供給側）によるグリーン購入に努めます。	●	●	
②	**再生可能エネルギー導入の推進**			
	・太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入に努めます。	●	●	

※グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

基本目標５　地球環境にやさしいまちづくり

施策１　地球温暖化対策等の推進
①地球温暖化対策の推進
②オゾン層保護、海洋汚染対策、酸性雨対策

かけがえのない地球環境の保全に努め、地球環境にやさしいまちを次世代に引き継ぎます。

■市が推進する取り組み

①地球温暖化対策の推進

・二酸化炭素などの地球温暖化原因物質の排出抑制を推進します。
・自動車の利用を控え、公共交通機関の利用促進を推進します。
・二酸化炭素の吸収源となる緑地の保全や創出を推進します。
・事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減を図ります。（P32「EMS推進委員会」を参照）

②オゾン層保護、海洋汚染対策、酸性雨対策

・オゾン層破壊の原因となる特定フロンの適正な回収、処理を推進します。
・海洋ごみ削減に向け、河川や海岸へのプラスチック等の不法投棄の防止に努めます。
・酸性雨の原因物質となる自動車排出ガスの排出抑制を図ります。

■数値目標

指標項目	現状値（2017 年度）	中間目標（2022 年度）	計画目標（2028 年度）
地球温暖化やエコライフの意識が高まったと感じた人の割合（%）	８５	８７	８９
高齢者運転免許証自主返納支援者数（人/年）※返納者に公共交通利用特典あり	１５７	３００	５００
路線バス、コミュニティ交通の利用者数（人/年）	１７２，０００	１９２，０００	２１４，０００

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**地球温暖化対策の推進**			
	・マイカーの使用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。	●	●	●
	・電気自動車など環境にやさしい次世代自動車を利用します。	●	●	●
	・アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。	●	●	●
②	**オゾン層保護、海洋汚染対策、酸性雨対策**			
	・フロン使用設備の廃棄の際には、適正な処理業者に委託します。	●	●	
	・自動車の使用を減らすなど、酸性雨の起源となる二酸化硫黄や窒素酸化物等の排出の抑制に努めます。	●	●	●

基本目標６　環境への取り組みによるまちづくり

施策１　環境教育・環境学習の推進
①環境教育・環境学習機会の提供
②環境情報の提供

環境情報を共有し合い、環境課題に環境に関心の高いまちを目指します。

■市が推進する取り組み

①環境教育、環境学習機会の提供
- 年齢や生活場面に応じた体系的な環境学習を推進します。
  （保育所等での「はじめてのエコライフ教室」、10 歳を迎える小学 4 年生を対象に 10 項目の取り組みにチャレンジする「チャレンジ 10」など）
- 環境に関する体験学習や野外学習などの機会を提供します。
- 環境に関する講演会や出前講座などの機会を提供します。
- 学校等の公共施設にビオトープを整備します。

②環境情報の提供
- 市のホームページや広報紙、パンフレットなどで環境意識の啓発に努めます。
- 機会を捉えた効果的な広報、啓発に努めます。

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**環境教育、環境学習機会の提供**			
	・地域での環境学習や環境教育に取り組みます。	●	●	
	・教育機関は、学習のテーマとして環境を積極的に取り上げます。		●	
	・地域の自然とのふれあいの場の創出に協力します。	●	●	●
②	**環境情報の提供**			
	・市のウェブサイトや広報紙などの環境情報に関心を持ちます。	●	●	●
	・環境に関する話題を家庭内で取り入れ、生活の中で実践します。	●		
	・実施している環境活動についての情報を提供します。	●	●	

施策２　環境活動の推進
①環境美化活動の推進
②環境保全活動の推進

まち全体が一体となり、環境美化活動や保全活動に積極的に取り組むまちを目指します。

■市が推進する取り組み

①環境美化活動の推進

・地域における一斉清掃などの活動を推進します。

・市民や事業者、学校、各種団体による環境美化活動への支援をします。

②環境保全活動の推進

・ナチュラリストなどの自然解説員の活動を支援します。

・グリーン・ツーリズムにつながる農林漁業や観光を支援します。

・資源物回収や節水、節電等の環境保全活動を積極的に推進します。

■数値目標

指標項目	現状値（2017 年度）	中間目標（2022 年度）	計画目標（2028 年度）
市民団体によるボランティア清掃実施回数（回/年）	８２	８５	８８
高橋川を愛する会参加者数（人）※累計	１２０	５００	１，０００

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**環境美化活動の推進** ・海岸や用水などの地域ぐるみの清掃活動に参加します。	●	●	
②	**環境保全活動の推進** ・グリーン・ツーリズムに参加します。 ・資源物回収や節水、節電に取り組みます。	● ●	● ●	● ●

施策３　協働・連携の推進体制の構築
①人材の育成と活用
②各種団体との連携・協力の促進

次世代の担い手を育てる人づくりと、環境活動のネットワークを図り、持続可能な推進体制を構築します。

■市が推進する取り組み

①人材の育成と活用
・地域の環境保全リーダーの育成や派遣に取り組みます。
・環境学習リーダーの情報交換会、研修会の開催を図ります。
・体験学習や自然観察会の講師など、実践の場を広げ人材の活用を進めます。
・環境活動に貢献した市民や事業者を、広く市民に知らせます。

②各種団体との連携・協力の促進
・環境活動団体の活動を支援します。
・水資源を活用した PR 事業を行う団体等の活動を支援します。
・市民、事業者、行政の協働による環境保全活動を促進します。
・アクアパークフェスティバルなどの水関係機関や企業の協力イベントを支援します。

■数値目標

指標項目	現状値（2017 年度）	中間目標（2022 年度）	計画目標（2028 年度）
水資源の活用に取り組む企業数（企業）	５	７	１０

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**人材の育成と活用**			
	・学校や地域での環境学習などに協力します。	●	●	
	・環境についての情報に関心をもち、環境活動に生かします。	●	●	
②	**各種団体との連携・協力の促進**			
	・環境イベントの開催に支援・協力を行います。	●	●	
	・水資源を活用した PR 事業を行います。	●	●	

施策４　地域特性を生かした環境の活用
①歴史的文化的環境の活用
②ジオパーク活動の推進

水循環が育んできた自然環境や歴史文化を生かし、文化交流のまちを目指します。

■市が推進する取り組み

①歴史的文化的環境の活用

・文化財を保存するとともに、歴史的景観の保護や公共空間の整備に努めます。
・風土に根ざした生活習慣や伝統文化などを広く市民に伝え、その保存や伝承を推進します。
・市民や観光客が歴史的景観を探訪できる環境を整備します。
・地域活動で維持管理し、継承される湧水群施設とその取り組みを、県内外に発信します。
・黒部峡谷の地形や宇奈月温泉の歴史という地域の特異な魅力をブランド化し、県内外に発信します。

②ジオパーク活動の推進

・大地が育んだ自然環境や文化を積極的に紹介します。
・自然観察会やジオツアーなどの活動や体験の機会を提供します。
・大地が育む地域の魅力を、講演会などで広く発信します。

■数値目標

指標項目	現状値（2017 年度）	中間目標（2022 年度）	計画目標（2028 年度）
黒部市美術館・吉田科学館の利用者数（千人/年）	８０	８５	９０
伝承芸能・伝承技術士認定数（人）※累計	１１０	１２０	１３０

■市民・事業者・滞在者等の取り組み

No.	内容	対象		
		市民	事業者	滞在者等
①	**歴史的文化的環境の活用**			
	・歴史と文化のまちづくりに協力します。	●	●	●
	・風土に根ざした地域の魅力に誇りを持ち、情報を発信します。	●	●	●
②	**ジオパーク活動の推進**			
	・自然観察会やジオツアーなどの活動や体験に参加します。	●	●	●
	・地域資源に関心を持ち、講演会などに参加します。	●	●	●

第５章　重点プロジェクト

３つの「重点（協働）プロジェクト」

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、税収の縮小、社会保障経費の増加といった市の財政運営に影響を及ぼすことが予測され、環境分野においてもより限られた財源で必要な施策を実施することが求められています。

このような状況の中、限られた財政状況のもとで市の良好な環境状態を維持していくためには、これまで以上に市・市民・事業者・滞在者等の協働による取り組みの強化が必要です。

そこで、全ての市民・事業者が環境保全活動の担い手となるべく、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できる取り組みを「重点プロジェクト」（＝「協働プロジェクト」）と位置付け、第４章で示した環境分野ごとの施策を計画的に推進していくうえで、特に重点的、優先的に取り組んでいきます。

プロジェクト １）　世界に誇れる水資源の保全・活用

・地下水の保全・活用　…健全で豊かな水資源を誇りとし、保全活動を推進
・扇状地湧水群の保全・活用　…地域に継承される湧水群施設を守り、育み、生かす
・歴史的文化的環境の活用　…水循環が育んだ地域の魅力をブランド化
・ジオパーク活動の推進　…大地が育んだ自然環境や文化を積極的に紹介

プロジェクト ２）　循環型社会の形成（ごみの減量）

・廃棄物の減量化　…食品ロスの削減、マイバッグ運動
・循環的利用等（３R）の推進　…廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化
・環境美化活動の推進　…地域ぐるみのごみ分別によるごみの資源化

プロジェクト ３）　持続可能な消費行動への転換（省エネルギー・地球温暖化対策）

・省エネルギーの促進　…節電、節水、グリーン購入などのエコライフの習慣化
・地球温暖化対策の推進　…公共交通機関の利用促進、普及啓発
・環境教育・環境学習の普及促進　…出前講座、環境チャレンジ 10 事業など

第６章　計画の推進

１．　推進体制

本計画を実効性あるものにするためには、市・市民・事業者・滞在者等がそれぞれの立場及び協働により、主体的かつ積極的に環境への取り組みを推進していくことが必要です。

庁内の全庁的な本計画の進行管理については、「環境マネジメントシステム（※）」を運用し、計画の推進を図ります。

また、広域的な環境問題などへの対応については、国や県などとの連携を図り、国及び県の「環境基本計画」との整合を図るなど、広域的な視点からの取り組みを推進します。

１）市民・事業者・滞在者等

・第１章で示された主体別の取り組み内容（環境活動）を実践します。

２）環境審議会

・黒部市環境基本条例第 22 条に基づき、市長が委嘱する委員により組織されます。

・市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議します。

・本計画の進捗状況や環境の保全及び創造に関する事項について点検・評価し、環境保全や衛生に関する主要な数値目標の実績を公表します。

３）EMS 推進委員会

・市長を環境管理総括者として、EMS 推進委員会などにより、庁内の環境マネジメントシステムを運用し、環境基本計画における環境保全に関する施策を推進します。

※「環境マネジメントシステム」（EMS：Environmental Management System）

企業・事業所等の組織がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取り組みを推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続等の仕組みをいいます。

環境配慮の方針や計画を立て（Plan）、その実現に向けた環境配慮を実行し（Do）、その達成度を点検し（Check）、見直し・改善する（Action）という PDCA サイクルに基づき、継続的な環境改善を図る一連の体制及び取り組みを行います。

２．　進行管理

本計画を着実に推進していくためには、取り組みの進捗を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画の進行管理に「環境マネジメントシステム」の考え方を導入し、継続的な改善を図っていきます。
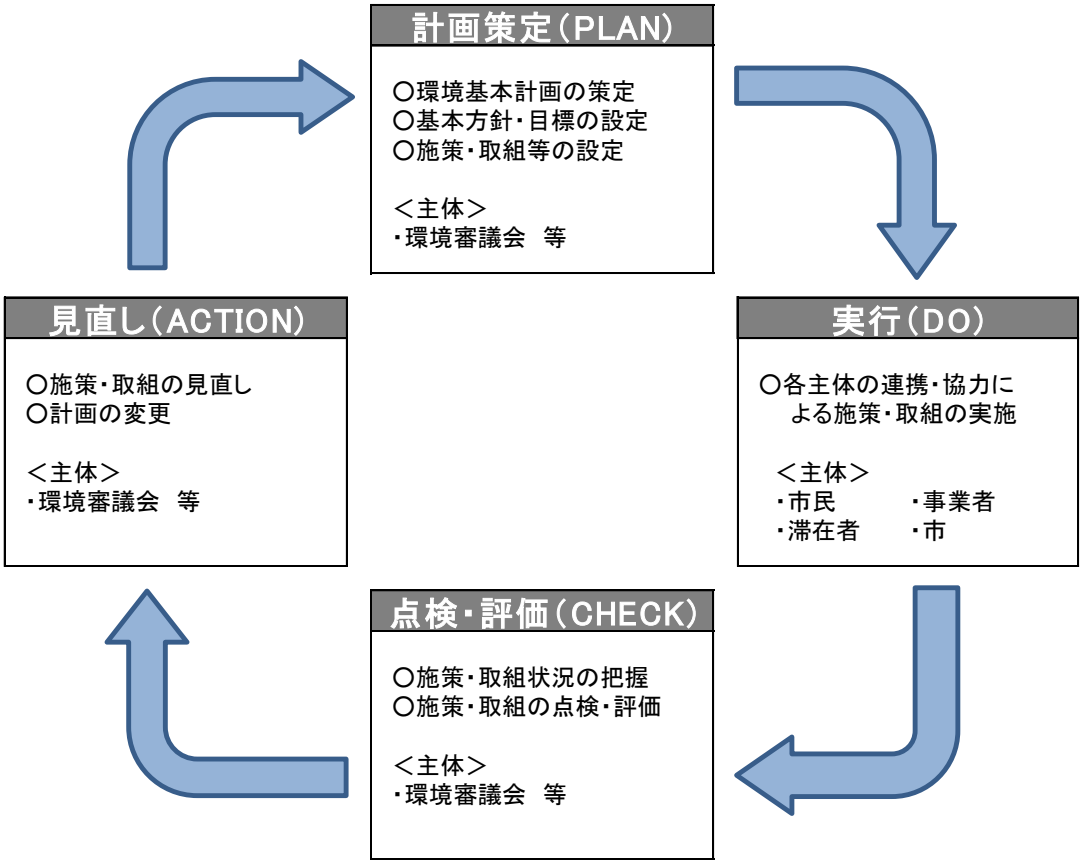
■進行管理図（PDCA サイクル）